

東北環境研 公開フォーラム開催趣旨

第 18 回 森林・環境フォーラム

テーマ「落枝傷害事故と公園管理」

私どもは、かねてより十和田八幡平国立公園や早池峰国立公園など自然公園にかかる動植物の生態や、市民参加活動などについて調査研究し、報告提言しているところであります。

さて、平成 15 年 8 月に発生した十和田八幡平国立公園にある奥入瀬溪流での傷害事故を巡り、「奥入瀬溪流落木事故国家賠償請求事件」として当事者のご夫婦が国と青森県に損害賠償を求めました。

この事件の裁判では、平成 18 年 4 月東京地裁が青森県に対して事実上現場付近を管理していたとして国家賠償法 2 条 1 項に基づき、国に対しては現場付近の樹木管理に責任があったとして民法 717 条 2 項に基づき、それぞれに損害賠償責任を認めました。これを不服として国及び県は控訴しましたが、平成 19 年 1 月東京高裁は基本的に一審を支持し損害賠償額を増額して支払いを命じました。県と国はさらに控訴しましたが平成 21 年 2 月最高裁は国と県の上告を退け、約 1 億 9300 万円の支払いを命じた二審東京高裁判決が確定しました。

国は「天然木の落下による受傷に責任はない。」と主張し、県は「当該事故発生地の遊歩道は国からの借用地ではなく立木を管理する権限もなく、枝が落下することは予測不可能であった。」と主張しましたが、二審判決は「現場は観光客が多数集まる場所で、安全性への社会的な期待は高かった。管理においては周到な安全点検が求められていた。」のだから国は所有者であり管理者であるため過失がなくても責任は生ずる。県は遊歩道を設置し事実上管理しているのだから設置管理上の責任がある。という判断でした。このような事例に対しての初めての判決であったことから、安全性を徹底すれば樹木の伐採が進み自然改変が進むのではないかという危惧の中、事故後は全国各地の自然公園等において立木の点検が行われ、危険木あるいは危険の予測される生立木の伐採が広範囲に進められています。

そこで「安全で豊かな地域の創造を目指す」活動・研究を続けている当会では、この判決が自然公園及び森林公園の現場管理にどのような影響を与え、管理上どのような問題を抱えているのかについて、全国各都道府県の自然公園・森林公園所管部課及び環境省の各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所に対し意向調査を行いました。

その結果を踏まえ、今後の公園管理にかかる理念構築やガイドラインの策定、利用者及び景観や生態系保護の観点での賠償保険の創設などをテーマとして、勉強会を兼ねたフォーラムを開催することにいたしました。